

# 緑の募金実施要綱

平成25年1月4日制定

平成26年4月23日一部改正

令和4年8月19日一部改正

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）定款第4条第1号及び第2号に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の管理、交付金の交付等についての方法を定め、もって業務の適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）の意義に対する県民の理解を広めるとともに、県民全体による森林整備等の取組みを推進することを旨とする。

2 委員会の理事長（以下「理事長」という。）は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度緑の募金等運営協議会の意見を聞いて、当該年度の緑の募金運動の実施に関する方針を定め、緑の募金の適正な運営に努めるものとする。

(運営協議会の意見等の尊重)

第3条 理事長は、緑の募金等運営協議会が緑の募金業務の運営に関して述べる意見等を尊重しなければならない。

## 第2章 緑の募金の管理

(寄付金の適正管理)

第4条 理事長は、緑の募金により受領した寄付金については、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理しなければならない。

## 第3章 交付金による事業

(交付金の交付割合等の基準)

第5条 理事長は、緑の募金の交付金（以下「交付金」という。）の交付割合、交付額等について、あらかじめ緑の募金等運営協議会の意見を聞いて、その基準を定めることができるものとする。

(緑化活動計画書の作成)

第6条 交付金の交付を受けて緑の募金事業をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項を記載した緑化活動計画書（様式第1号）を作成するものとする。

- (1) 申請者の名称又は氏名
- (2) 交付金を用いて行おうとする事業の名称、実施場所、実施時期、目的及び内容
- (3) 前項の事業に係る交付金の交付申請額
- (4) その他参考となる事項

(交付金の交付申請)

第7条 申請者が交付金の交付申請を行おうとする場合は、緑の募金事業交付申請書（様式第2号）に前条に定める書類及び収支予算書を添付して、市町村支部長へ提出するものとする。

2 市町村支部長は、前項の交付申請書が提出されたときは、その申請書及び緑化活動計画を審査し、緑の募金事業交付申請総括表（様式第3号）を作成し、理事長へ提出するものとする。

（交付決定）

第8条 理事長は、前条第2項に規定する緑の募金事業交付申請総括表が提出されたときは、交付金を用いて行おうとする目的及び内容が緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年5月8日法律第88号）の趣旨に照らし適正であるか否か等を審査するとともに、交付金の対象となる募金額を勘案して交付先及び交付額を内定するものとする。

2 理事長は、前項により内定した交付先及び交付額について、あらかじめ緑の募金等運営協議会の意見を聞いた後決定し、その結果を市町村支部長へ通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知に当たって、交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すものとする。

4 市町村支部長は、理事長から第2項の通知を受けたときは、申請者に対し交付決定通知書（様式第4号）により交付金の交付決定を行うものとする。

（交付決定前着手）

第9条 申請者が交付金の交付決定前着手申請を行う場合は、緑の募金事業交付決定前着手承認申請書（様式第5号）に第6条に定める書類及び収支予算書を添付して、市町村支部長へ提出するものとする。

2 市町村支部長は、前項の交付決定前着手申請書が提出されたときは、その申請書及び緑化活動計画を審査し、緑の募金事業交付決定前着手総括表（様式第6号）を作成し、理事長へ提出するものとする。

3 理事長は、交付決定前着手申請があった場合は、内容を精査し、承認を市町村支部へ通知するものとする。

4 市町村支部長は理事長から第3項の通知を受けたときは、申請者に対し交付決定前着手承認通知書（様式第7号）により交付決定前着手承認の通知を行うものとする。

（交付金の請求）

第10条 申請者は、前条第4項に規定する交付決定通知書を受領したときは、緑の募金事業交付金交付請求書（様式第8号）を市町村支部長へ提出するものとする。

2 市町村支部長は、前項の交付請求書が提出されたときは、緑の募金事業交付請求総括表（様式第9号）を作成し、理事長へ提出するものとする。

（交付金の交付）

第11条 理事長は、前条第2項に規定する緑の募金事業交付請求総括表が提出されたときは、その内容を確認のうえ、その交付額を市町村支部長へ通知するとともに、交付金を一括して市町村支部長あて送金するものとする。

2 市町村支部長は、前項の送金を受けたときは、交付金を速やかに申請者に交付するものとする。

（交付金事業の中止又は事業費の減額等）

第12条 申請者は、第8条第4項の交付決定後に、事業の全部又は一部を実施することが困難になったとき又は事業費を減額する必要性が生じたときは、緑の募金事業中止届（減額届）（様式第10号）を市町村支部長へ提出するとともに、既に交付金を受領している場合にあつては不要となった交付金を速やかに返還するものとする。

2 市町村支部長は、前項の中止届（減額届）が提出されたときは、緑の募金事業変更交付申請総括表（様式第11号）を作成し理事長へ提出するものとする。

3 理事長は、前項の変更交付申請総括表が提出されたときは、市町村支部長あてに変更交付額の通知をするとともに、既に交付金を交付している場合にあつては併せて交付金の返還額を通知するものとする。

4 市町村支部長は、前項の通知を受けたときは申請者に変更交付決定（様式第12号）をするとともに、交付金を速やかに理事長に返還するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 理事長は、申請者が交付金を交付の目的以外の用途に使用し、又は交付決定の条件に違反していることが判明したときは、当該交付決定の全部又はその一部を取消することができるものとする。

（事業実施状況報告）

第14条 理事長は、必要に応じ、申請者から緑の募金事業の遂行状況その他交付金の交付に関し必要な事項を報告させることができるものとする。

（実績報告）

第15条 申請者は、緑の募金事業を完了したときは、完了の日の翌日から1か月以内、又は当該事業年度の12月20日までのいずれか早い日までに、当該事業の成果を記載した緑の募金事業実績報告書（様式第13号）に必要な書類を添付して市町村支部長へ提出するものとする。

2 市町村支部長は、申請者から前項に規定する報告書が提出されたときは、緑の募金事業実績報告総括表（様式第14号）を作成し、当該事業年度の12月28日までに理事長へ提出するものとする。

（交付金の返還）

第16条 理事長は、第12条に定める場合のほか次の各号に該当する場合は、申請者に対し交付金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
- (2) 第13条の規定に基づく交付決定の取消を受けたとき

## 第4章 公 募 事 業

（適用）

第17条 前章の交付金による事業以外の森林整備等に係る事業（以下「公募事業」という。）の実施については、別に定める公益社団法人鳥取県緑化推進委員会助成事業交付要綱（平成31年3月7日最終改正）を適用するものとし、同要綱第3条に規定する事業の実施基準は別紙のとおりとする。

## 第5章 雑 則

（その他の事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、緑の募金事業に関し必要な事項は、理事長が緑の募金等運営協議会の意見を聞いて定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要綱第11条第1項、第2項に定める交付金の交付について、令和4年度鳥取市支部長への送金は、理事長が直接申請者へ送金できるものとする。

この附則は、令和4年8月19日から施行する。

緑 化 活 動 計 画 書

区 分	事 項
名 称 又 は 氏 名	
事 業 区 分	
事 業 実 施 場 所	
事 業 実 施 時 期	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
交 付 金 の 交 付 申 請 額	
そ の 他 参 考 事 項	

(記載注意)

- 1 「名称又は氏名」は、事業実施主体が団体の場合は団体の名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載する。
- 2 「事業区分」は、学校緑化・地区緑化・婦人会緑化・団体緑化・公共施設緑化の区分を記載する。
- 3 「事業実施場所」は、実施箇所を具体的に記載する。
- 4 「事業実施時期」は、実施予定機関(〇〇月～〇〇月)を記載する。
- 5 「事業の目的」は、当該事業を行う目的を具体的に記載する。
- 6 「事業の内容」は、事業量(樹種、面積、本数、参加者等)、事業内容を具体的に記載する。
- 7 「交付金の交付申請額」は、当該市町村支部における交付事業の対象となる緑の募金額を勘案して記載する。
- 8 「その他参考事項」は、上記以外に当該事業に関し特記事項及び参考となる事項を記載する。
- 9 この計画書は、事業実施場所ごとに別様で作成する。

様式第2号

## 緑の募金事業交付申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(市町村) 支部長

様

申請者：

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称、代表者

印

年度緑の募金事業として下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分

2 交付金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 緑化活動計画書

(2) 収支予算書

## 収 支 予 算 書

### (1) 収入の部

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
計		

### (2) 支出の部

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
計		

(注) 緑化活動計画に係る資金内訳を記載する。

様式第3号

(番 号)

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 様

(市町村) 支部長 印

緑の募金事業交付申請総括表について (提出)

このことについて、下記のとおり作成したので提出します。

記

申請者名	事業区分	実施場所	実施時期	事業費	交付申請額	計画の概要
				円	円	
計						

(注) (1) 本表は、A4横長書きとして、添付する。

(2) 事業区分は、募金団体により学校緑化、地区緑化、婦人会緑化、団体緑化、公共施設等緑化に区分する。

(3) 交付決定前着手承認申請を行ったものも記入し、計画概要欄に「交付決定前着手」と明記する。

様式第4号

## 緑の募金事業交付決定通知書

(番 号)  
年 月 日

申請者（氏名又は、名称、代表者）

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
市町村支部長 印

年 月 日付けで申請のあった 事業については、年  
度の募金事業として交付決定することとしたので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、その円滑な推進を図ってください。

### 記

#### 1 事業区分

2 交付金交付決定額 金 円

#### 3 交付規定の遵守等

- (1) 本交付金の收受及び使用、事業の実施に当たっては、緑の募金実施要綱の規定に従うこと
- (2) 事業が完了したときは、完了の翌日から1か月以内又は、12月20日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第13号）を提出すること

#### 4 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の実施に係る募集、チラシ、看板、標柱等のいずれか一つ以上に、「緑の募金」による事業である旨を表示すること
- (2) 次のいずれかに該当するときは、交付金の返還を請求する場合があります。
  - ア 交付申請の内容に虚偽その他不実の記載があったとき
  - イ 交付金を交付の目的以外に使用した場合等の不正があったとき
  - ウ 申請者が当該緑の募金事業の実施を行うことが困難となったとき

様式第5号

緑の募金事業交付決定前着手承認申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(市町村) 支部長

様

申請者：

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称、代表者

印

年度緑の募金事業として下記の事業を交付決定前着手したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分

2 交付金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 緑化活動計画書

(2) 収支予算書

4 交付決定前申請が必要な理由

様式第6号

(番 号)  
年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 様

(市町村) 支部長 印

緑の募金事業交付決定前着手総括表 (提出)

このことについて、下記のとおり交付決定前着手承認申請を提出します。

申請者名	事業区分	実施場所	実施時期	事業費(円)	事業計画の概要	交付決定前申請が必要な理由
計						

(注) (1) 本表は、A4横長書きとして、添付する。

(2) 事業区分は、募金団体により学校緑化、地区緑化、婦人会緑化、団体緑化、公共施設等緑化に区分する。

様式第7号

## 緑の募金交付決定前着手承認通知書

(番 号)  
年 月 日

申請者（氏名又は、名称、代表者）

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
市町村支部長 印

年 月 日付けで申請のあった 事業については、年  
度の募金事業として交付決定前着手扱いとすることとしたので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、その円滑な推進を図って  
ください。

### 記

1 事業名

2 交付決定前着手承認額 金 円

3 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の実施に係る募集、チラシ、看板、標柱等のいずれか一つ以上に、「緑の募金」による事業である旨を表示すること
- (2) 交付決定前着手承認額は、交付決定において変更されることがあること。
- (3) 交付決定前着手承認額は、交付されないことがあること。

様式第8号

## 緑の募金事業交付金交付請求書

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(市町村) 支部長

様

申請者：

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称、代表者

印

年 月 日付け  
とおり交付金を請求します。

号で交付決定のあった緑の募金事業について、下記の

記

1 事業区分

2 事業実施場所

3 事業実施時期

4 交付請求額 金 円

5 事業計画

事業科目	事業費	交付金額	摘要
	円	円	
計			

(注) 摘要欄には、交付金以外の負担区分及び負担額を記載する。

様式第9号

(番 号)  
年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 様

(市町村) 支部長 印

緑の募金事業交付請求総括表について (提出)

このことについて、下記のとおり作成したので提出します。

記

申請者名	事業区分	実施場所	実施時期	事業費	交付請求額	摘要
				円	円	
計						

(注) (1) 本表は、A4横長書きとして、添付する。

(2) 事業区分は、募金団体により学校緑化、地区緑化、婦人会緑化、団体緑化、公共施設等緑化に区分する。

緑の募金事業中止届(減額届)

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(市町村) 支部長

様

申請者：

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称、代表者

印

年 月 日付けで交付決定を受けた緑の募金事業の全部(又は一部)が実施できなくなった(緑の募金事業の実施に伴い、減額が生じた)のでお届けします。

記

1 事業区分

2 交付金の額

既 交 付 決 定 額	円
中止又は減額後の交付金額	円
差 引 不 要 額	円
中止又は減額の理由	

3

添 付 書 類

- (1) 緑化活動計画書
- (2) 収支予算書

- ※ 1 中止又は減額の前後が分かるように記載する。  
2 中止又は減額等の理由に応じて括弧内等を削除する。  
3 全部中止の場合は、添付する必要はない。

様式第 1 1 号

(番 号)  
年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 様

(市町村) 支部長 印

緑の募金事業変更交付申請総括表について (提出)

このことについて、下記のとおり作成したので提出します。

記

申請者名	事業区分	実施場所	実施時期	事業費	変更交付 申請額 交付決定額	変更理由
				円	円	
計						

(注) (1) 本表は、A4横長書きとして、添付する。

(2) 事業区分は、募金団体により学校緑化、地区緑化、婦人会緑化、団体緑化、公共施設等緑化に区分する。

(3) 変更前後の対比ができるように記載するとともに、変更理由を記載すること

様式第12号

緑の募金事業変更交付決定通知書

(番 号)  
年 月 日

申請者（氏名又は、名称、代表者）

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
市町村支部長 印

年 月 日付けで交付決定した 事業については、下記のとおり変更交付決定することとしたので通知します。

記

- 1 事業区分
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 変更後の交付決定額 金 円

緑の募金事業実績報告書

年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
(市町村) 支部長

様

申請者：

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称、代表者

印

年 月 日付け 号で交付決定のあった緑の募金事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 緑の募金事業実績

項 目	事 項
事業区分	
事業の実施場所	
事業の実施期間	
事業の目的	
事業の内容	
事業費	円（内交付金 円）
その他	

- (注) 1 事業の実施場所ごとに別様とする。  
2 事業の内容は、緑化活動計画に対応した事業実施状況（樹種、面積、本数、参加者等）を具体的に記載する。  
3 領収書及び写真、パンフレット、新聞記事等参考資料を添付する。  
4 その他には、事業実施に係る特記事項があれば記載する。

## 2 決算報告

### (1) 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
	円	円	円	
計				

### (2) 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第14号

(番 号)  
年 月 日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会  
理事長 様

(市町村) 支部長 印

緑の募金事業実績報告総括表について (提出)

このことについて、下記のとおり取りまとめたので提出します。

記

実施団体	事業区分	実施場所	実施時期	総事業費	内交付金	事業の内容
計						

(注) (1) 本表は、A4横長書きとして、添付する。

(2) 事業区分は、募金団体により学校緑化、地区緑化、婦人会緑化、団体緑化、公共施設等緑化に区分する。

(3) 事業の内容は、樹種、本数等できるだけ具体的に記載する。